

消費者問題 ニュース

CONTENTS / 2018.7 No.183

委員長あいさつ	1
委員長就任の挨拶	
レポート	2
シンポジウム「消費者法の課題と展望Ⅻ 消費者概念の内包と外延～脆弱な消費者と中小事業者をめぐって～」/シンポジウム「民法改正後の消費者に関する民事ルール全体の像～消費者契約法、特定商取引法・割賦販売法も踏まえて～」/地域で防ごう！消費者被害 In ひょうご /「4号建築物に対する法規制の是正を求める意見書」/いわゆる「ファクタリング」方式を利用した個別信用購入あっせん適正な規制を求める意見書	
事件情報	7
岡三証券の従業員が顧客に対し、株価について継続的に虚偽の報告をしていたとして、慰謝料の支払を命じた事例	
翔たく仲間	7
特定適格消費者団体の認定を受けて	
文献・催事紹介	8

委員長あいさつ

委員長就任の挨拶

日弁連消費者問題対策委員会委員長 黒木和彰（福岡県）



2018年6月から2年間、日弁連消費者問題対策委員会の委員長に就任することになりました福岡県弁護士会所属の黒木和彰です。修習期は41期で、1997年（平成9年）から、単位会の役職の関係で数年の中断はありますが、消費者問題対策委員会の委員・幹事として委員会活動に関与してきました。私の日弁連委員としての活動の中心は、消費者問題対策委員会でした。この委員会活動を通じて、弁護士としての仕事のあり方ややり甲斐を学び、成長することができました。

この度、委員長をお引き受けすることは、私にとって委員会活動の集大成となります。そこで、私がこれから2年間在任するに当たって、以下のことを行っていきたいと思えます。

1 委員長としてのお約束

消費者問題対策委員会は、常に動き続ける社会情勢に対応していくため、臨時で部会の会議が開催されるなど、定期的な会議以外の場所でも議論が盛んに行われます。

そうした常に進んでいく議論の中で、委員長の判断が求められることも多数あります。そのような場合に議論が滞ることのないよう、委員会内部の議論をできる限り早く把握

し、委員長として迅速に判断していくことをお約束します。

2 委員会としてのお約束

(1) 結果を出し続ける委員会であること

当委員会は、合計18の部会及びプロジェクトチームがあり、2018年度は190名ほどの委員が在籍しています。しかも、消費者庁と内閣府消費者委員会といった政府組織がカウンターパートであるという日弁連の委員会の中でも特色のある委員会です。

歴代の委員長や委員の活動により、消費者庁や消費者委員会が設置されたことをはじめ多くの分野で立法提案を行い、実際に法改正につながる等結果を出し続けています。昨年度は、第196回国会（通常）においても、成年年齢引下げや消費者契約法の改正、IR法等、委員会が取り組むべき課題が山積し、国会で複数の委員が参考人として意見陳述しました。

これからの2年間も、こうした山積する課題に委員会全体で取り組み、結果を出し続けていく委員会になれるよう邁進したいと思います。

(2) 機能する委員会であること

消費者問題は、取り組むべき課題が多岐にわたり、課題ごとに部会やプロジェクトチームが設けられてい

るため、委員会内でもそれぞれの課題に対する活動内容が共有しづらくなってきています。

委員会全体の一体感を醸成し、より機能する委員会とすることが必要です。そこで、これまでの委員会内の体制を見直し、委員会全体で各部会及びプロジェクトチームの活動を共有できる仕組みを作りたいと思います。

(3) 愉快的委員会であること

委員会活動は委員・幹事の収入に直結するものではありません。ただ、委員会活動に参加することで単位会を超えて多くの弁護士の知己を得、ダイナミックな社会問題や立法課題に取り組むことができます。同時に責任も伴う判断を迫られ、批判を受けることもあります。

ですから、傍観者では委員会活動を行うことはできません。しかし、自分が主体となって他の真摯に取り組んでいる委員と委員会活動を行って行くことは、委員会の結果につながるでしょう。

委員ひとりひとりが主体的に活動に取り組み、その充実感を「愉快」だと思える、そのような委員会にしていきたいと思えます。

シンポジウム「消費者法の課題と展望Ⅱ 消費者概念の内包と外延～脆弱な消費者と中小事業者をめぐる～」

1 はじめに

2018年3月17日、日弁連主催、近畿弁護士会連合会、京都弁護士会の共催で標記シンポジウムが、京都弁護士会において開催されました。近年、格差取引の適正化のあり方に関し、消費者の中においても特に保護を要する消費者（いわゆる「脆弱な消費者」）への対応が求められるとともに、消費者の外延に接する中小事業者（小規模事業者）の取引においても、格差取引であることを前提とした対応の必要性が唱えられつつあります。そこで、両者への保護・支援の問題に関して、実際の取引トラブルの実情を踏まえつつ、消費者概念を再検討し、今後の消費者法及びその周辺領域である諸立法の立法提言につなげることを目的とし、また、議論を全国的なものとするべく、京都府において開催することとしました。

2 基調報告

(1) 消費者概念の内包と外延～「脆弱な消費者」をめぐるトラブルの現状と課題を中心に～

最初に、筆者（堀川直資（第一東京））より、①法律における消費者及び事業者概念を整理するために、消費者法の人的適用範囲の報告、②脆弱な消費者の消費者トラブルの実態として、判断能力の低下あるいは、未熟さによるトラブル事例の報告、③不適合取引及び事業者の責務に関する規制が多く都道府県、政令指定都市の消費生活条例において置かれていることの報告、④中小事業者のトラブルにおいては消費者と同様のトラブルがあるにもかかわらず、消費者法が適用にならないため、民法の適用のみが問題となってしまうこと等を報告しました。

(2) 提携リース被害（中小事業者をめぐるトラブルの現状と課題①）

次に、京都弁護士会リース取引規制立法プロジェクトチームの河野佑宜会員（京都）より、提携リース被害の報告がなされました。リース、提携リースの構造、特徴及びそこから生じる被害に対して、救済のためにどのような法律

構成が考えられるのか、判例の紹介やご自身が担当された事例で用いられたリース物件の写真を示しながら報告がなされました。特定商取引法の適用による救済が困難であることや民法による救済が立証上、困難であることが指摘され、立法による救済の提言がなされました。

(3) 不動産サブリース被害（中小事業者をめぐるトラブルの現状と課題②）

さらに、川本真聖会員（大阪）から不動産サブリース被害について、被害事例、紛争類型に応じた法的な対処法及びサブリースの規制に関する決議・意見書の報告がなされました。被害事例の紹介ではご自身が担当された事案をもとに消費者法による解決が可能ではないかという視点から報告がなされました。サブリース被害の救済について、あるべき救済方法、法規制について提言がなされました。

3 バイナリー講演

(1) 講師として立命館大学法学部教授の谷本圭子氏及び中央大学大学院法務研究科教授の宮下修一氏を迎え、進行を伊吹健人会員（京都）が務め、「脆弱な消費者と中小事業者をめぐる」と題したバイナリー講演を行いました。この講演では、①「脆弱な消費者の保護と消費者法」、②「消費者概念と中小事業者」といった二つのテーマについて、二人の講師から交互にお話をいただき、議論をしていただきました。

(2) まず、テーマ①「脆弱な消費者の保護と消費者法」について、谷本氏より、脆弱な消費者を考えるに当たって、日本の超高齢化の現状や高齢者の認知能力の衰退等を踏まえて、契約法における法的保護を考える必要性があるとお話がありました。

次に、同テーマについて、宮下氏より、消費者取引への適合性原則の拡大やつけ込み型不当勧誘に関する立法の必要性、年齢を考慮した立法のあり方について、条文案を提示しながらお話がありまし



た。

(3) 続けて、テーマ②「消費者概念と中小事業者」について、宮下氏より、消費者契約法及び特定商取引法における「事業」の基準の説明、中小事業者の契約についての事業該当性の限界事例の紹介、提携リースを例として事業該当性の検討のお話がありました。

次に、同テーマについて、谷本氏より、消費者契約法及び特定商取引法の人的適用範囲の説明、消費者契約法の人的適用範囲の検討のお話がありました。

(4) それぞれ、両テーマの最後に、二人の講師から、お互いの講義についてコメントをいただき、脆弱な消費者及び中小事業者の保護という目的を達成するために、様々な視点からのアプローチで議論がなされました。

4 報告

関連する問題として、大高友一会員（第一東京、当委員会副委員長）から消費者契約法の改正、瀬戸和宏会員（東京、当委員会委員長（開催当時））から民法の成年年齢引下げについて報告がありました。

5 最後に

本シンポジウムは、脆弱な消費者と中小事業者という、消費者法適用の限界について扱ったシンポジウムであり、両者の保護を検討するに当たって、法律の適用において配慮する必要性が高いことや法改正の必要があることの共通認識を持ってました。消費者契約法の改正や成年年齢の引下げが問題となっている今だからこそ、今後、更に議論を深めていくことが重要です。

包括消費者法部会
堀川直資（第一東京）

シンポジウム「民法改正後の消費者に関わる民事ルールの全体像 ～消費者契約法，特定商取引法・割賦販売法も踏まえて～」

1 はじめに

2018年4月6日午後5時30分から弁護士会館において標記シンポジウムが開催されました。

改正民法（債権関係）が2020年4月1日に完全施行されます。私法の一般ルールである民法の改正は、消費者取引分野にも大きな影響を与えることは間違いありません。また、この民法改正の審議の影響も受けた消費者契約法実体法改正が2度にわたって行われています。

民法改正の審議過程において、消費者分野に関していかなる議論がなされてきたのかを振り返り、消費者に関わる明文化された規定（保証人保護・定型約款等）だけを見るのではなく、明文化に到らなかった論点（現代的暴利行為・惹起型錯誤・抗弁権の接続・情報提供義務等）についても確認することは、今後の消費者分野の法改正や実務を発展させるためにも大変有益であり重要です。また、民法改正において議論された論点が消費者法分野、とりわけ消費者契約法・特定商取引法・割賦販売法にどのような影響を与えるのかを含めて、民法改正後の消費者分野に関わる民事ルールの全体像を把握・検証するという作業はまさにこれから始まろうとする新しいテーマとなります。このシンポジウムは、このような取組の先駆けとなる挑戦的な企画です。

2 基調講演

法制審議会において幹事として民法改正に関わられた慶應義塾大学大学院法務研究科教授の鹿野菜穂子氏より「民法（債権関係）改正と消費者法」と題するご講演を賜りました。民法改正の審議過程において取り上げられた論点（明文化に到らなかった論点を含む）について、論点ごとに、また、時系列に沿って、詳細なレジュメとともにご紹介をいただきました。また2016年消費者契約法改正と2018年消費者契約法改正法案についても解説いただきました。改正民法において明文に到らなかった論点は、決して考え方そのものが否定されたものではなく、実務における解釈に委ねられ、更に発展させてい

くべきものであること、他方、消費者ルールについては、公法との関係や消費者団体の位置付けや支援などと総合的に考慮されるべきことなど、今後の消費者分野の更なる法改正に向けて大変示唆に富むお話を賜りました。

3 パネルディスカッション

基調講演をいただいた鹿野教授に加えて、筆者をコーディネーターに、公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長の増田悦子氏、澤田仁史会員（千葉県）、千綿俊一郎会員（福岡県）、山本健司会員（大阪）をパネリストとして、次の3題の具体的な事例に改正民法を当てはめた先進的な議論がなされました。

【事例1】クレジットを利用した高齢者に対する過量販売

過量販売（特商法）・過量契約（消費法）と現代型暴利行為あるいは割賦販売法の適用がない場合の信義則による抗弁の接続の問題になります。

澤田会員から、マンスリークリア方式のクレジットについては割賦販売法上の抗弁対抗規定の適用がなく（割賦販売法2条3項1号・包括信用購入あっせんの定義、同条4項・個別信用購入あっせんの定義）、信義則による抗弁の接続の主張を検討することとなるが、これが認められるかについては必ずしも容易ではない等の解説がありました。これに対し、鹿野教授からは、法制審議会において抗弁権の接続の規律が審議されたが明文化が見送られた経緯について解説がありました。

【事例2】サブリース被害と保証

サブリースのオーナーの「消費者」性や「事業者」向け融資の保証として保証意思宣明公正証書の作成の要否が問題になります。

千綿会員から、サブリースのオーナーについて消費者契約法の適用の前提となる「消費者」該当性（消費者契約法2条1項）と改正民法における保証人保護規定の適用の前提となる「事業性融資」該当性（改正民法465条の6第1項）についての説明がありました。



【事例3】不当条項・不意打ち条項のある定型約款

消費者契約法の不当条項規制と定型約款のみなし合意除外規定が問題になります。

山本会員から、不当条項について、改正民法の定型約款の規律では「みなし合意除外」となる（改正民法548条の2第2項）し、消費者契約法では「無効」となる（消費者契約法10条）。消費者は両者を選択的に主張できる一方、適格消費者団体からの差止請求に対して、事業者が改正民法の「みなし合意除外」を抗弁として主張することは許されないと解説がありました。

そのほか、増田氏からは事例に関わる具体的な消費者相談現場の現状と苦勞について紹介がなされた上で、特に消費者契約法等の消費者法適用がない場面においては改正民法のもとでもなお対応が難しい事案もあり得るとの問題意識が示されました。

4. 最後に

改正民法と消費者契約法・特定商取引法・割賦販売法を踏まえた民事ルールの全体像を、具体的事例を踏まえて検討するという先進的なシンポジウムであったため、準備段階では空中分解をしてしまう懸念もありましたが、消費者ルールの新たな段階を感じさせる企画となりました。2020年4月1日の改正民法の施行に向けて、また、消費者契約法実体法などの更なる改正を目指して、取り組む契機になるシンポジウムであったと思います。

辰巳裕規（兵庫県）

地域で防ごう！消費者被害 in ひょうご

1 シンポジウムの準備と工夫

2018年5月12日、兵庫県弁護士会館において、標記のシンポジウムが開催されました。全国で開催された連続シンポジウムの流れを受け継ぐ企画であることから（本誌176, 179～182号）、「地域連携のきっかけづくり」という目的を踏まえて、これまで開催されたシンポジウムで成果を上げている点を取り入れて準備を進めるとともに、当日のプログラムにおいては、兵庫県ならではの独自色も打ち出せるように工夫しました。

2 シンポジウムの概要と成果

(1) 本シンポジウムでは、開催に先立ち兵庫県選出の国会議員の方々に招待状を送付して参加を呼びかけました。当日ご参加いただいた国会議員の方には、シンポジウム冒頭において、消費者問題に対する取組についてのご挨拶をいただきました。また、ご参加いただけなかったものの、本シンポジウム開催にメッセージをいただいた国会議員の方もいらっしゃりましたので、会場内にメッセージを掲出させていただきました。地域選出の国会議員が地域連携において重要な役割を担っていることは明らかですので、このような形で本シンポジウムに関わっていただいたことは、連携向上の一步となったのではないかと思います。

続いて、内閣府消費者委員会委員長代理である池本誠司会員（埼玉）による基調講演が行われました。地域における消費者被害防止にはいかなる取組が必要かという観点から、①消費生活センターへの相談が少ないという高齢者被害の実態、②消費生活センターを含めた消費者行政の現状、及び③地域連携による消費者被害未然防止の必要性について、兵庫県の現状に即して分かりやすく解説いただきました。

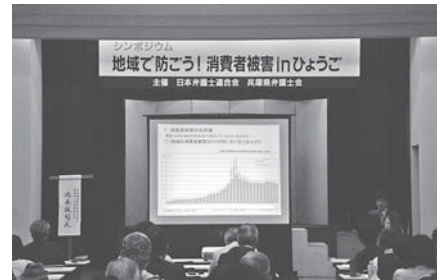
この後、消費者被害の実態を参加者に分かりやすく理解していた

だくため、落語家桂三若さんに、兵庫県警とのコラボレーションで創作された防犯落語を上演いただきました。桂三若さんには、兵庫県ご出身ならではのご当地ネタを織り交ぜつつ、消費者被害の実態を分かりやすく熱演いただき、会場は終始笑いの渦に包まれました。

(2) 休憩を挟んだ後半は、各団体における取組内容のご報告をいただきました。

最初に、桂三若さんの防犯落語を受けて、兵庫県警察本部生活安全全部生活安全企画課課長の鶴田和彦警部から、オレオレ詐欺や還付金詐欺等の被害実態や近時における特徴的な手口などを分かりやすく説明いただいた上で、高齢者等の被害を防ぐために周りの人達が気をつけるべきポイントなどを解説いただきました。次に、兵庫県企画県民部県民生活局消費生活課課長の木村晶子氏から、兵庫県の消費者行政についての取組や変更点を解説いただきました。この中では、訪問販売お断りステッカーの貼り出しが「契約を締結する意思がない旨の表示」に該当する旨を「兵庫県が消費生活条例に基づいて指定する『不当な取引行為の事例集』（<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf13/documents/jireishuu.pdf>）の内容に明記したとのご説明がありました。その後には、安田孝弘会員（兵庫県）から、このような法的効力を持った訪問販売お断りステッカーについて、相生市社会福祉協議会が兵庫県弁護士会とのコラボレーションで作成するに至った経緯や、今後更に同様の連携を深めていく意義についての報告がありました。

さらに、地域からの被害防止についての取組として、生活協同組合コープこうべから、地域密着の活動を続ける中で、高齢者がどのような困り事を持っているのかを把握した上で必要性を見出した、



地域における高齢者の居場所作りに関する取組のお話をいただきました。そして、地域としての防犯活動に力を入れている伊丹市梅ノ木自治会からは、自治会で作成した防犯ステッカーの効果について、ご報告をいただきました。

最後に、被害防止の啓発活動として、兵庫県弁護士会阪神支部が実施している消費者被害防止のための学習会（出前講座）について中山泰誠会員（兵庫県）から報告があり、早速、出前講座を実施してもらいたい、といった声が会場から上がっていました。

シンポジウム終了後には、仙台の取組に倣って、弁護士会館内で簡単な懇親会を行いました。この懇親会では、山崎省吾会員（兵庫県）による司会の下、参加者全員に発言をいただきました。このように「当事者」として参加いただく懇親会を開いたことは、参加者が当事者意識を持って連携を深めていく上で意義があったと思われます。

(3) 当日は、シンポジウムには92名の方に、懇親会には28名の方にご参加をいただきました。今後は、本シンポジウムを通してつながった各団体の方に、兵庫県弁護士会の消費者保護委員会で順次お話をいただくこととなっております。また、本年11月下旬には各団体との交流会を開催する予定ですので、これらの取組を通じて更なる連携を深めていきたいと考えています。

木村裕介（兵庫県）

「4号建築物に対する法規制の是正を求める意見書」

1 はじめに

日弁連は、2018年3月15日付けで標記意見書を公表しました。

本意見書は、2017年4月8日の日弁連のシンポジウム「木造戸建住宅の耐震性は十分か？—熊本地震を契機として4号建築物の耐震基準を考える—」で提起した問題、すなわち、建築基準法20条1項4号に定められている、木造の2階建て若しくは平屋建ての建築物、又は、鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨造の平屋建ての建築物という、いわゆる「4号建築物」が建築基準法令でその他の建物とは異なる特例的な取扱いをされており、同取扱いには、①「設計における『構造計算の免除』（実体的特例）」と②「建築確認・検査における『構造審査の省略』（手続的特例）」があるところ、これらが安全な住宅の確保や建築実務の関係で重大な問題を生じさせていることを受け、その後、建築関係者に対するヒアリング、アンケート実施等を踏まえて、取りまとめたものになります。

2 問題の所在等

後記意見の趣旨で現行規制の不備等の改善を求めるところであります。問題の所在を端的に言えば、「建築物の……最低の基準」(建築基準法1条)であるはずの建築基準法令を遵守していても構造計算上NGとなる建築物が作出される事態となっていることにあります。この点、全国の各建築団体、指定確認検査機関や研究者等に対するアンケートにおいても、種々の意見は存するにせよ、現行法の規定のみで建築物の安全性が十分に確保されているとする意見はほとんどありませんでした。

3 本意見書の意見の趣旨

意見の趣旨は下記の3点になります。1点目は建築基準法令が原則としている構造計算を4号建築物にも求めるべきこと(例外規定をなくすこと)、2点目は仮に1点目の実現に時間等を要するとしても、不十分かつ多数の問題を生じさせている現行

法の仕様規定を強化すべきこと、3点目は2点目と並列して手続面での不備の是正を求めるものです(2点目と3点目は、1点目が実現すれば解消されますので、予備的な位置付けになります)。

記

建築基準法20条1項4号所定の建築物(以下「4号建築物」という。)に関する安全性を確保するために、建築基準法令を以下のとおり改正すべきである。

- (1) 建築基準法20条1項4号を改正して同号イに定める方法(仕様規定に適合すれば構造計算が免除される方法)を無くし、4号建築物についても、それ以外の建築物と同様に、常に構造計算を行うべきことを法的に義務付けるべきである。
- (2) 仮に、同法20条1項4号イに定める方法を残すのであれば、4号建築物に適用される仕様規定(同法施行令36条3項に基づき適用される36条から80条の3までの規定)の定める技術的基準を全面的に改め、構造計算を行った場合と同等以上の構造安全性を確保できるようにすべきである。具体的には、①要求値の見直し(垂直剛性を確保するため、施行令46条4項による壁量計算の見直し等)、②建築物に応じた仕様を要求する技術的基準への改正(水平剛性を確保するため、施行令46条3項において住宅品質確保促進法の規定に準ずる床倍率計算の導入等)、③欠如している技術的基準の追加(壁直下率・柱直下率、梁断面性状等に関する規定の新設等)の改正を行うべきである。
- (3) 手続面において、建築基準法6条1項4号所定の建築物についても、建築確認手続及び中間検査・完了検査手続において例外なく構造安全性の審査及び検査を行うものとし、そのため建築確認申請時に構造関係の設計図書添付を義務付けるべきである。

4 本意見書の意義とこれから

住宅は、最も根本的な生活基盤で、居住者や訪問者等が生命、身体及び財産を預けるにふさわしい安全性その他の品質・性能を備えていなければならないものです。建築基準法は、建築物に関する「最低の基準」を定め「国民の生命、健康及び財産の保護を図ることを目的としています(1条)。日弁連も2005年11月の第48回人権擁護大会において「安全な住宅に居住する権利を確保するための法整備・施策を求める決議」を採択しているとおります。

しかしながら、4号建築物については、国土交通省も、2008年4月22日付け国住指第255号「四号建築物に係る確認・検査の特例の見直しについて」と題する文書において、「先般、四号特例が適用された建売住宅において、壁量計算を行っていない等の不適切な設計が行われ、約1800棟の住宅で構造強度不足が明らかになる事態が発生したことを踏まえ、四号特例の見直しを予定しているところ」と述べてきたほか、各違反実態が多数確認される状況にある中、今日まで根本的・実効的な対応策がとられないままとなっております。

本意見書は、こうした実態等を踏まえ、市民・消費者の立場から「安全な住宅に居住する権利」の実現のため発出したものとなります。

本年1月30日付け社会資本整備審議会建築分科会建築基準制度部会「今後の建築基準制度のあり方について」においても「小規模な建築物の構造安全性確保に向けた関連制度」などが「引き続き検討すべき課題」とされており、今後、シンポジウムを開催するなど、法整備の実現へ向けてより一層の活動を重ねていく予定となっております。

土地住宅部会
千葉晃平(仙台)、神崎哲(京都)

いわゆる「ファクタリング」方式を利用した個別信用購入あっせんの適正な規制を求める意見書

1 ファクタリング (factoring) とは、他人が有する商品等の売掛債権を買い取り、その回収を行う金融サービスをいいます。このファクタリング取引に関する消費者トラブルについては、①ヤミ金業者が債権譲渡による債権買取りの形を装って実態は当該債権を担保として譲渡人との間で違法な高金利の金銭消費貸借契約を締結させるという「金銭消費貸借型」、②割賦販売 (いわゆる「自社割賦」)。割賦法2条1項) による売掛金債権を事前の異議なき承諾 (民法468条1項) を付して債権買取り業者 (以下「ファクタリング業者」といいます。) に債権譲渡する形態 (以下「自社割賦型取引」といいます。) があります。

日弁連は、自社割賦型取引が、個別信用購入あっせん (割賦法2条4項) に該当するものとして、解釈の明確化を求めて、2018年3月15日、標記意見書 (以下「本意見書」という。) を取りまとめ、翌16日、経済産業大臣に提出しました。

2 自社割賦型取引の実態

(1) ファクタリング業者と販売業者・役務提供事業者 (以下「販売業者等」といいます。) は、あらかじめ販売業者が購入者又は役務提供を受ける者 (以下「購入者等」といいます。) に対して有する割賦販売債権 (自社割賦債権) を一定の与信枠で買い取る内容の包括的な債権譲渡契約を締結しておきます。

(2) 販売業者等は、購入者等との間で、割賦販売 (自社割賦) により商品の売買契約・役務の提供契約 (以下「売買等契約」といいます。) を締結します。その際、契約書には「販売業者等が購入者等に対して有する本契約に基づく債権を第三者に譲渡することを予め異議なく承諾するものとします。」旨の条項が記載されています (通常、ファクタリング業者名は記載され

ていません。)

(3) 販売業者等は、売買等契約締結後まもなく、ファクタリング業者に割賦販売債権 (自社割賦債権) を譲渡し、ファクタリング業者から債権譲渡の代金を受け取ります。

(4) ファクタリング業者は、購入者等から割賦販売債権の弁済を受けます。

3 問題点

自社割賦型取引が、個別信用購入あっせんに該当するのであれば、いわゆる抗弁の対抗 (割賦法35条の3の19) の適用があることになります。

しかし、ファクタリング業者は、そもそも、自社割賦型取引は個別信用購入あっせんには該当せず、しかも、債権譲渡に際し、異議なき承諾が付されていることから、購入者等は、販売業者等に対して有する抗弁をファクタリング業者に対抗することはできないと主張しています。

4 自社割賦型取引の個別信用購入あっせん該当性

そもそも、個別信用購入あっせんの契約形態については、①債務引受 (立替払) 型、②債権譲渡型、③保証委託型等が存在するとされ、特定の法的構成が採られているわけではありません。これは、現実にこの定義に該当すべき取引が種々の法的構成 (契約形態) をとって存在し、そのいずれかに偏して定義付けを行うと、容易に脱法が可能となることから、実質的に同様の経済的効果をもたらす取引の行為自体に着目したものとされています (経済産業省商務情報政策局取引信用課編「割賦販売法の解説 (平成20年版)」46頁)。また、割賦法は、2条4項において個別信用購入あっせんの定義を定め、ここでは、個別信用購入あっせん業者は、①特定の販売業者等からの、②購入者等への商品等の販売等を条件として、③当該商品等の代金を販売業者等へ交付し、④当該購入者等か

ら予め定められた時期までに当該代金を受領すること、と規定しております。個別信用購入あっせん業者と販売業者等との間には、加盟店契約が締結されているか、締結されていなくても密接な牽連関係が必要ともされています (前掲47頁)。

このようなことを前提にすれば、自社割賦型取引は、「債権譲渡型」の個別信用購入あっせんに該当するものというべきです。

5 これに対し、自社割賦型取引は個別信用購入あっせんに該当しないとする下級審判決もあり、実務に混乱が生じています。同判決は、個別信用購入あっせんには、個別信用購入あっせん業者と購入者等との間に「個別信用購入あっせん関係受領契約」 (いわゆるクレジット契約) が存在することを前提とした規定 (割賦法35条の3の3ないし18。以下「クレジット契約規定」といいます。) があるところ、ファクタリング業者と購入者等との間には、クレジット契約に相当する契約が存在しないことを根拠としています。

しかし、クレジット契約規定は、平成20年の割賦法改正により新たに導入されたもので、それにより個別信用購入あっせん (平成20年改正前は「個品割賦購入あっせん」) の定義が変更されたものではない上、同改正は、クレジットをめぐる消費者トラブルの解消を目指したものにもかかわらず、新たに導入されたクレジット契約規定の存在を根拠に個別信用購入あっせんの定義を狭く解釈し、割賦法の適用を狭めるようなことがあっては本末転倒です。

以上を踏まえ、本意見書は、主務省である経済産業省により解釈の明確化を求めるものです。

澤田仁史 (千葉県)

東京

岡三証券の従業員が顧客に対し、株価について継続的に虚偽の報告をしていたとして、慰謝料の支払を命じた事例（仙台地裁平成30年3月20日判決・確定）

1 事案の概要

事案は、岡三証券仙台支店の取引担当者が、平成25年10月から平成26年12月まで数銘柄の外国株式の取引を継続していた原告に対し、日々株価等の電話報告を行っていたところ、株価や取引口座の残高について虚偽の報告を行っていたとして、証券会社及び当該従業員に対し、損害賠償を請求したものです（なお、その後の株価の値上がりにより取引損失は回復しています。）

2 判決の要旨

判決は、証券会社の担当者は、平成26年3月から同年11月まで、一部の銘柄が大きく下落したにもかかわらず、原告から叱責されることを恐れて、値下がり幅を少なく見せるために、株価について販売価格より高い虚偽の価格を報告し、取引口座の資産状況についても虚偽の報告を行っていた事実を認め、「これらの被告従業員の虚偽報告は、正確な外国株式の値動き及び自己の損益状況に基づいて外国株式の取引を行うという原告の権利又は法律上の利益を侵害する不法行為に当たるといふべきである。そして、同被告の不法行為によって侵害された原告の権利又は法律上の利益は財産的利益に関するものではあるが、同被告の不法行為は故意による不法行為であり、その違法性の程度は高いといふべきであるから、同被告の不法行為は慰謝料請求権の発生を是認し得る違法行為と評価するのが相当であ

る。」と判示し、証券会社の使用者責任も認め、被告兩名に対し、金55万円の賠償（慰謝料50万円と弁護士費用5万円）を命じました。

3 本判決の意義

判決は、虚偽の報告が行われていた期間など、原告の主張を全て認めたものではありませんが、本件事案の本質、業者の悪質性と被害者の被害内容を正しく把握したものといえます。

また、被告証券会社は取引残高報告書を送付していたから担当者の報告が虚偽であることを知っていた旨の主張に対しては、判決は、要旨「原告は、本人尋問において、3か月に1度送付される取引残高報告書より被告従業員からの報告や説明の方を信用していたと供述するところ、この供述が直ちに不自然不合理であるとはいえないから、原告が被告従業員の報告が虚偽であったことを知っていたと認めることはできない」として、この主張を排斥しており、係る視点・判断は、形式書面の存在から実質的な違法行為を免れようとする事案においても参考になるものと考えます。

本件は、地元のマスコミやネット報道でも取り上げられ、証券会社の実態や危険性に警鐘を鳴らす意味でも社会的に有意なものであると考えます。

千葉晃平（仙台）

翔たく仲間

特定適格消費者団体の認定を受けて

1 埼玉には、特定非営利活動法人（NPO法人）埼玉消費者被害をなくす会（略称：なくす会）という消費者団体があります。この「なくす会」は、2009年、内閣総理大臣から適格消費者団体としての認定を受け、地元埼玉を中心として、不特定かつ多数の消費者の利益を擁護するために、消費者契約法などに違反する事業者の不当行為等に対して差止めを請求する訴訟（消費者団体訴訟）を行ってきました。

2 そして、「なくす会」は、2018年4月24日、集团的被害回復制度を利用できる「特定適格消費者団体」として新たに認定を受けました。全国で3団体目となります。この集团的被害回復制度によって、同じ事業者の不当行為等によって被害に遭った複数の消費者のために、消費者団体が、その事業者の違法性等を確認

するための裁判をまず行い、違法性等が確認された後、被害に遭った消費者が参加することで、消費者自らが裁判を提起しなくても被害回復の機会を得られるようになりました。

3 そのため、特定適格消費者団体の認定を受けるに当たっては、これまで被害（拡大）防止のための差止請求訴訟とは異なり、業務規程において、組織、検討・判断等のプロセスだけではなく、消費者から受託するに当たっての事項も定めるとともに、より具体的かつ不特定多数の消費者に関する情報を取り扱うこととなるための人的・物的体制整備が必要でありました。どのような業務規程にすればいいのか、どのような体制整備をすればいいのか、ガイドラインに基づき検討をしましたが、消費者裁判手続特例法が施行されたのは2016年10月からではある

ものの、まだ、具体的な事例がないとともに、そもそもが実質的にはボランティアで関わってくれている方が大半の中で、多大な事務やコストを要する内容を実施することは難しく、最終的なところは消費者庁とも調整をしながらの検討でした。

4 そういった中、「なくす会」の活動に関わる弁護士・司法書士・消費生活相談員などの理事・検討委員の消費者被害の防止・救済をしていきたいという想い、そして、何より事務局の方々が団体の活動を支えてきてくれた結果かと思えます。この後も、「なくす会」への期待と信頼に応えられるように活動をしていきたいと思えます。

埼玉消費者被害をなくす会理事
松苗弘幸（埼玉）

委員長退任の挨拶

私は、2008年5月に当委員会の副委員長を終えた後は、消費者庁・消費者委員会の創設、国民生活センターの存立問題に関与したほかは、あまり積極的に活動してこなかったこと、歴代の委員長の顔ぶれを思い浮かべるにつけ、その任の重さに耐えられるか、大いに悩んだところですが、自分を育ててくれた委員会への恩返しという意味で、委員長を引き受けました。引き受けるに当たっては、坂勇一郎さんをお願いして無任所の副委員長に就いてもらいました。そして、2年間、坂さんはじめ副委員長の皆さん、委員・幹事の皆さん、事務局の皆さんに助けられながら、何とか無事、黒木和彰新委員長に引き継ぐことができ、ほっとしているところです。

当委員会は、消費者問題に積極的に取り組むたいという熱意をもった190余名の会員の集まりですから、委員長が部会

に活動目標を示さなければならないということは、基本的にありません。最初の1年間は手探りでしたが、2年目の昨年度は、最初に各部会から活動目標を掲げてもらいました。どの部会も、ほぼ、目標を達したのではないかと思います。唯一、最後まで心配していたのが、ジャパンライフ問題に端を発した預託取引の規制についてです。2017年2月に関係部会に検討をお願いしましたものの、問題が難しく、なかなか成案を得られませんでした。最後の正副委員長会議で2018年度第1回の全体会議で諮る案を決議し、全体会議で承認されました。

この2年間を振り返ると、消費者庁等の徳島移転問題に始まり、民法の成年年齢の引下げ問題への取組、全国9カ所で開催した「地域で防ごう消費者被害」の連続シンポジウムへの全箇所出席、大阪弁護士会に出向いて話し合ったJCCO

大阪進出問題、30本を超える多数の意見書や会長声明などについての熱い討論、院内集会を繰り返しパレードも参加したIR法案（いわゆるカジノ解禁法案）反対運動、衆議院で修正された消費者契約法の一部改正での議員回りや国会の委員会傍聴、また、各部会が企画するシンポジウムでは、苦手の挨拶に四苦八苦していたことなど、思い出は尽きません。

私自身としてできることは精一杯やってきた、という想いがあります。

当委員会は、我が国の消費者問題を牽引しているという自負を持って良いと思います。このような委員会の委員長に就かせていただき、皆さまのご協力を得て、任期を全うできたことに感謝申し上げます。

ありがとうございました。

瀬戸和宏（東京）

消費者問題 文献・催事紹介

文献紹介 「電気通信・放送サービスと法」

電気通信や放送は、スマホや光回線・有料放送など日常生活の中で誰もが当たり前のよう利用しているサービスです。一方、技術的にも契約や取引条件の面でも複雑で専門性が高く、消費者が正確に理解し、十分に納得して取引することは容易ではないため、実際にトラブルが絶えません。

本書は、消費者保護の視点から電気通信サービスと放送サービスの法制度を中心に、その現状と問題点、考え方等を分かりやすく解説した、この分野の初めての本格的な概説書です。

消費生活相談の現場だけでなく、弁護士にとってもこの分野の紛争解決のために必携の文献です。

A5版 492頁 / 4104円（税込）

発行 弘文堂

著者 齋籐雅弘



催事 第80回先物取引被害全国研究会・長崎大会

主催者：先物取引被害全国研究会

日時：2018年10月12日(金)、13日(土)

場所：NBC 別館1階（JR長崎駅から徒歩10分・路面電車で1駅）

参加費：9000円

問合せ先：弁護士向來俊彦 TEL 06-4300-3390

初日の午前中には、初心者セミナーと23条照会の活用法を予定しています。午後からは高齢者の投資被害をテーマに精神神経科の医師に講演をお願いする予定です。2日目にはJCCHから専門家をお招きしてSPAN証拠金の解説をしてもらいます。その他、恒例の各種研究発表や判決・和解報告等、盛り沢山の内容です。

なお、金融商品取引業者・商品先物取引業者等の代理をされている方などについては、参加をお断りする場合がありますので、ご了承ください。

編集後記

2018年6月18日の朝、大阪で大きな地震がありました。私にとっては、阪神・淡路大震災以来、2度目の大きな地震体験になります。今回感じたのは、インターネット、特にTwitterやFacebookなどのSNSが情報入手の手段として役に立った

ということです。交通機関の復旧状況がリアルタイムで分かっただけではなく、弁護士間の情報で裁判所の開廷状況といったこともいち早く分かりました。ラジオが唯一の情報入手手段であった阪神・淡路大震災のときは大きな違いでした。反

面、京阪電車が脱線、シマウマ逃走といったデマも流れていました。インターネットの世界では情報の真偽を見極める目が消費者にも求められます。皆様も地震にはくれぐれもお気を付けください。岡田崇（大阪）